

<文京区内中小企業者のみなさまへ> 事業承継支援資金のご案内

事業承継を予定している事業者、または事業承継を行った区内事業者が、経営の安定化や基盤強化に必要な融資を区があっせんします。

※本制度は、文京区中小企業者向け融資あっせんが直接融資するものではなく、融資実行の可否及び融資額については、金融機関等の審査によります。

【事業承継支援資金概要】

対象 事業承継を3年以内に予定している事業者、
または事業承継後5年未満の事業者

資金使途 下表のとおり

融資限度額

返済期間

資金使途	融資限度額	返済期間
運転資金・設備資金	2,000万	7年（84か月以内） 元金据置6か月以内を含む

契約利率 下表のとおり

契約利率	区・利子補給率	本人負担
1.9%	1.6%（※）	0.3%（※）

（※）公衆浴場を営むものは、「利子補給率：1.9%、本人負担率：0%」

必要書類 あっせん制度共通の申込必要書類に加え、「事業承継計画書」が必要です。
詳しくはチラシ裏面若しくは右下QRコードからご確認ください。

※通常の融資あっせん申込みに必要な書類一式は区ホームページやパンフレットをご覧ください。
※前回融資実行後に同一融資及び他の融資の申込みが可能となります。
※何回でも利用可能です。

融資詳細・様式は
区公式HPへ



【お申込みの流れ】

文京区であっせん書の交付を受ける

東京商工会議所文京支部にあっせん申込 → あっせん書交付

金融機関に融資申込

金融機関に必要書類を持参し融資申込 → 融資可否の決定・実行

融資実行

金融機関から文京区へ、融資可否の結果を報告
→ 文京区から四半期ごとに、金融機関を通して利息の一部を補給

<融資あっせん申込み・問い合わせ>

東京商工会議所文京支部 月曜日～金曜日 10:30～16:30 ☎ 03-5842-6731

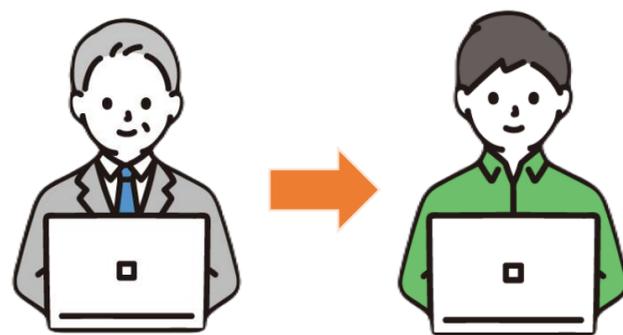
(文京区春日1-16-21 文京シビックセンター地下2階)

● 事業承継支援資金活用事例

<事例①> 親族内承継

印刷業を営むA会社の社長と後継者の長男は、2年後の経営者交代に向けて、事業承継の計画を策定。

事業承継計画において、新たな最新設備を導入し、既存のノウハウを活かしつつ、生産性向上を予定。



<事例②> 従業員承継



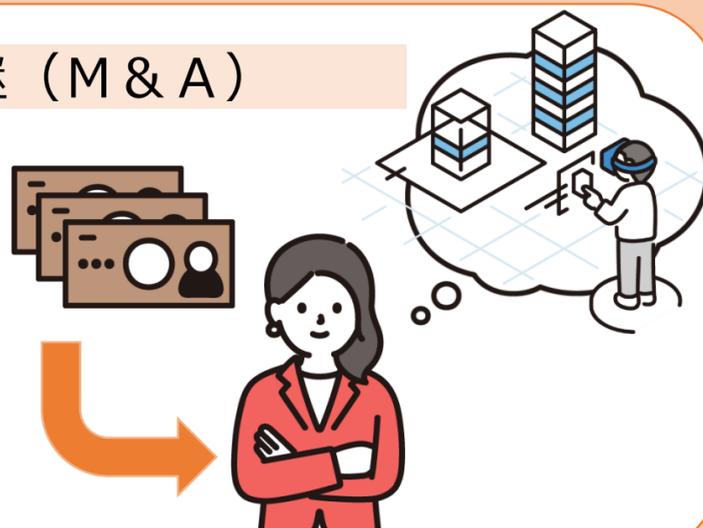
3年前に従業員が事業承継し、代表取締役役に就任。経営経験の浅い新代表は、資金繰りに不安を感じ、事業承継計画書を作成。

計画に基づき、融資申請を行い、安定した経営資金を調達。

<事例③> 第三者承継 (M & A)

1年前にM & Aによって会社を譲り受けた代表者。事業承継計画において新規分野への参入を構想しているが、初期コストが課題。

融資による資金調達で、新規分野への積極的な事業展開を後押し。



文京区の事業承継支援のご紹介

● 事業承継セミナー (個別相談あり)

対象	主に中小企業者	参加料	無料
----	---------	-----	----

詳しくは区HPをご確認ください。
※R8.3月下旬頃 公開予定

● 小規模事業者事業承継設備投資補助金

対象	① 中小企業基本法に規定する 小規模企業者		
	② 区内に本社があること		
補助率	③ 10年以上区内で事業を営み、引き続き区内で事業を継続する意向がある事業者		
	3分の2 (上限100万円)	件数	5件